

(別紙)

いちき串木野市食のまちキャッチフレーズに関するロゴマーク
取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が一体となって食のまちづくりを推進するために作成した、食のまちキャッチフレーズに関するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱について、必要な事項を定めることにより、食のまちづくりの取組の周知及び発信に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 ロゴマークは別図のとおりとする。

(ロゴマークの権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、いちき串木野市に属する。

(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、事前にいちき串木野市長（以下「市長」という。）に届出を行わなければならない。

2 届出を行う者は、ロゴマーク使用届出書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する使用届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときはこれを受理する。

(使用の制限)

第5条 ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は届出書を受理しないものとする。

(1) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合

(2) 市の信用又は品位を害すると認められる場合

(3) 第三者の利益を害すると認められる場合

(4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この号において暴力団という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用する場合

(7) ロゴマークの著しい変形その他ロゴマーク等の使用が適当でないと認められる場合

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 第3条に定める届出を行った者（以下「使用者」という。）は、使用するデザインについて、別に定めるロゴマーク使用ガイドラインを遵守しなければならない。

2 市は使用者が本要綱及びガイドラインを遵守せずに使用していることが判明した場合は、使用の停止や改善等必要な指示を行うことができることとする。

（届出内容の変更等）

第8条 使用者が使用届出の内容について追加又は変更しようとする場合は、あらかじめロゴマーク使用変更届出書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する変更届出書が提出された場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときはこれを受理する。

（損失補償等の責任）

第9条 市は、ロゴマークを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークを使用した商品等により第三者に損害を与えた場合には、これに対し全責任を負い処理するものとする。

3 使用者は、ロゴマークの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。